

## 東京都北区条例・規則による独自規定の主な内容

○ 緊急時における迅速な対応体制の確保、人の出入りの確認等を通じた営業施設の善良の風俗の保持等を図るため、居住する施設は**営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅であるもののみとし、規模の上限と必要な体制等の条件について整備した。**

	旅館・ホテル営業		簡易宿所営業		
		居住型		居住型	不在型 (第5条第6号イに掲げる営業)
政令第1条第1項第2号に規定する設備(玄関帳場等)	必置	自己の生活の本拠とする住宅	必置	自己の生活の本拠とする住宅	玄関帳場に代替する機能を有する設備や緊急時の体制を整備
営業施設への常駐	常駐	居住	常駐	居住	上記の設備・体制が整備されていれば常駐不要
添付書類の追加	建築物の登記事項証明書と併せて、所有者や管理組合等から旅館業を営むために必要な権限を有することを確認できる書類				左記の書類のほか、上記の設備・体制整備等の管理方法について提示する書類
1名当たりの有効面積	3㎡/1名 以上		1.5㎡/1名 以上		3.3㎡/1名 以上
周辺地域の生活環境への悪影響の防止	営業者が常駐し(居住型は営業者が不在にせず)、宿泊者による周辺地域の生活環境への悪影響(騒音・不適切なごみ捨て・火災)を防止				宿泊者に対し、騒音の防止その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項を説明する義務
施設名称の掲示等	公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる義務				施設名称に加え、規則で定める事項を記載した標識を掲げる義務
周辺地域の住民等への事前周知	許可申請の前日までに、規則で定める事項を書面により周知(努力義務)				
廃棄物の取扱い (参考: 北区廃棄物条例)	事業に伴う廃棄物として、自らの責任において適正に処理する責務				

(※カテゴリーの定義)

- ・ 居住型施設 … **客室数5室以下かつ定員数10名以下**であって、**営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅**
- ・ 不在型施設(第5条第6号イに掲げる営業) … **客室数5室以下かつ定員数10名以下**であって、構成する全ての宿泊室(寄宿舎及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体)について、それぞれ**一団地で利用させる営業**

(※緊急時の体制)

宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、**おおむね10分以内に営業者等が駆けつけることができる体制**が整備され、かつ、**常時対応することができること。**